

令和3年5月24日

環境林務課長

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）

熱中症対策に資する現場管理費の補正については、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和2年11月12日付け環境林務課長通知）により試行しているところですが、内容を一部見直して下記のとおり、引き続き試行することとしたので通知します。

※ 前回通知からの変更点はアンダーライン箇所

記

1 対象工事等

環境林務部が所管する森林土木事業のうち、主たる工種が屋外作業である全ての工事を対象とする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

気象庁の地上気象観測所（以下「気象観測所」という。）の日最高気温が30度以上または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）（以下「暑さ指数」という。）が25度以上の日をいう。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う熱中症予防対策を実施したことが写真等で確認できる工事については、気象観測所の日最高気温が28度以上または、暑さ指数が25度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温または暑さ指数で判断する。

(2) 工期

工事の契約工期をいう。

ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

3 積算方法等

(1) 補正方法

ア 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更設計で行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数(1.2)}$$

イ 「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-aと合わせて適用する場合の補正値の上限は2.0%とする。

ウ 補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値(\%)})$$

※ 「週休2日」補正は、「週休2日」に係る現場管理費率の補正係数を上式に乘じる。

(3) 積算システムでの取り扱い

諸経費率補正において、算出された補正値を現場管理費の加算補正に入力して現場管理費の補正を行う。

4 運用

(1) 特記仕様書への記載

この通知以降に発注する工事については、記載例に基づき特記仕様書に記載すること。

特記仕様書記載例

第〇〇条

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」(令和3年5月24日付け環境林務課長通知)に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」(令和3年5月24日付け環境林務課長通知)は鹿児島県ホームページから取得できる。

(2) 施工計画書への記載

① 受注者は、真夏日の確認を行う観測所について、「熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる観測所一覧」(別添1)から選択し、施工計画書に記載して提出すること。

なお、採用する気象観測所は、原則、施工現場から最寄りの気象観測所とする。

ただし、気象観測所と施工現場の日最高気温が乖離する場合、又は気象観測所の暑さ指数が公表されていない場合は、近隣の気象観測所の採用を許容する。

② この通知以前に施工計画書を提出済みの工事で、気象観測所を変更する場合は工事打合簿により提出することとする。

③ 離島において、気象観測所が島内に1箇所である場合は気象観測所の記載を省略できるものとする。

(3) 真夏日の報告等

① 変更設計時点までの真夏日は、実施年度の観測値を用いることとし、受注者は、設計変更時点までの観測データと真夏日日数を工事打合簿で報告すること。

なお、気象観測所「溝辺（平野部）」又は「牧之原（平野部）」を選択した場合は、気象観測所「溝辺」又は「牧之原」の日最高気温の観測データと標高差による加算を整理・集計した上で、真夏日日数を報告すること。

② 設計変更時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数は、2011年から2020年まで過去10年間の最高気温平均値を気象観測所ごとに取りまとめて2021年カレンダーに示した「変更時点以降の真夏日判断の参考資料」に基づき加算する日数を受発注者で協議のうえ定めること。

なお、事務手続きを簡素化するため、受注者からの真夏日報告の工事打合簿に設計変更用いる真夏日（実測の真夏日＋変更日以降の真夏日として加算する日数の合計）を明記して返却すること。

5 適用

本通知は、平成31年4月1日以降契約の工事に適用する。

なお、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和2年11月12日付け環境林務課長通知）」は廃止する。